

南阿蘇村通所型サービス・活動C事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

南阿蘇村福祉課 高齢者支援係

南阿蘇村通所型サービス・活動C事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨及びプロポーザルの目的

本業務は、南阿蘇村が実施する地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号通所事業として、生活機能が低下している高齢者に対し、保健・介護・医療等の専門職により提供される3～4か月の短期間で行う通所型サービスを提供する。心身機能を改善するとともに、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価を実施し、参加、活動等を促し生活機能の向上を図ることを目的に実施する。

また、本プロポーザルは、業務の受託者を選定するに当たり、業務の趣旨を十分に理解し、最も適切な企画提案を行った者を最優秀提案者とし、優先交渉者として特定することを目的とする。

2 業務名

南阿蘇村通所型サービス・活動C事業業務

3 業務の目的・内容

「南阿蘇村通所型サービス・活動C事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約日から令和9年3月31日まで

5 委託料の限度額

4,680,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業所は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 事業の運営主体となる事業所であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる行動をするものでないこと。
- (5) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

7 スケジュール

公募開始及び資料等の公開、受付開始	4月20日（月）
参加表明書の提出期限	5月1日（金）正午必着
提案書作成に関する質問書提出期限	5月12日（火）
提案書作成に関する質問書への回答	5月19日（火）
提案書の提出期限	5月25日（月）午後5時必着
プレゼンテーションの実施	6月1日（月）予定
審査結果通知	6月3日（水）以降

8 公募期間及び参加申込方法

(1) 公募期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月1日（月）正午まで

(2) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

(3) 提出方法

電子メール、郵送または持参（着信を確認すること）

※ 電子メールの場合の件名は、「プロポーザル参加表明書」とすること。

(4) 提出先

南阿蘇村役場 福祉課 高齢者支援係

担当者：興梠 ※「15 事務局（問合せ先）」参照

(5) 提出期限

令和8年5月1日（月）正午 必着

※期限を過ぎた後は受け付けない。

9 質問書の提出および回答について

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第5号）を電子メールにて事務局に提出する。提出先は「15 事務局（問合せ先）」を参照すること。

提出期限は令和8年5月12日（火）とする。

(2) 質問への回答

令和8年5月19日（火）までに南阿蘇村公式ホームページにて回答する。

10 提案書について

(1) 提出方法

書面にて、持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限以降の提出は認めない。）

※ FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 提出先

南阿蘇村役場 福祉課 高齢者支援係 担当者：興梠

※「15 事務局（問合せ先）」参照

(3) 提出期限：令和8年5月25日（月）午後5時必着

(4) 提出書類

- ・提案書（様式第2号）
 - ・企画提案書（任意様式）
 - ・事業受託実績書（様式第3号）
 - ・業務費用見積書（様式第4号）
- ※積算内訳書（任意様式）を添付すること。

(5) 提出部数

①正本 1部

②副本 6部

11 プレゼンテーションの実施

(1) 実施方法

- ・1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- ・追加提案資料の配布は禁止する。
- ・プレゼンテーション参加者は3名までとする。
- ・欠席した場合は、受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時（予定）

令和8年6月1日（月）

※時間等の詳細については後日連絡する。

(3) 場所

南阿蘇村役場会議室

(4) その他

- ・プレゼンテーションに必要な機器は提案者で用意すること。ただし、スクリーン及び投影機については村で準備する。

1.2 プロポーザルの審査及び実施事業者候補者の選定

- (1) プロポーザルの審査は、審査委員会を設置し、【別紙1「審査基準」】に基づいて審査し、最高得点者を本業務に適した実施事業者候補者として選定する。なお、参加申込者が1者であった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均が60点以上であればプロポーザル実施要領等の内容を満たすと判断し、その提案者を優先交渉権者として決定する。
- (2) 審査結果については、プロポーザル参加者全員に書面にて通知する。
- (3) 審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。

1.3 失格条件

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (2) 申込書は1者につき1案とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本業務で得た成果品及び著作権については、南阿蘇村と受託者に帰属する。
- (6) 提出されたプロポーザルに関する資料は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (7) 参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、記名押印された辞退届(様式6号)を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

1.5 事務局(問合せ先)

南阿蘇村役場 福祉課 高齢者支援係 担当：佐藤、興柁
〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽 1705 番地 1
電話番号：0967-67-2705(担当課直通)
FAX 番号：0967-67-2073(総務課)
E-mail：k-seiya@vill.minamiaso.lg.jp

(別紙1)

令和8年度南阿蘇村通所型サービス・活動C事業業務委託審査基準

視点	評価基準	配点
実施内容	短期集中で高齢者の運動機能向上に資する事業運営・プログラムとなっているか	30
	参加者が日常的に運動を実践できるように意欲を高める工夫があるか	
	理学療法士等の専門職が適切に関与し、アセスメント及びモニタリングを行えるか	
	栄養改善や口腔機能、認知症予防に関し積極的に取り組み、適切なプログラム内容が計画されているか	
支援計画	参加者の身体状態に応じた適切なプログラムとなっているか	10
管理体制等	サービスを円滑かつ安全に提供できる体制であるか	30
	事故や緊急時の対応・連絡体制が図られているか	
	感染症対策が十分に取られているか	
	専門的な業務が安定的に実施できる体制となっているか	
	介護予防事業の業務実績や経験があるか	
	個人情報保護についての対策が十分であるか	
プレゼンテーション時の評価	企画提案書に沿って、わかりやすく説明がなされたか	10
	業務に関する取り組みに意欲が感じられたか	
参考見積	(最低見積業者額÷提出業者見積額)×20点 小数点以下切捨	20